

平成 28 年度  
吉川松伏消防組合  
財務書類  
(統一的な基準)

平成 30 年 3 月

## I 吉川松伏消防組合の財務書類の公表について

### 1 地方公会計制度の概要

国・地方公共団体の公会計制度は、これまで現金収支に着目した単式簿記が採用されてきました。ところが単式簿記は、発生主義の複式簿記を採用する企業会計と比べ、過去から積み上げた資産や負債などの状況を把握できないこと、また減価償却や引当金といった会計手続きの概念がありませんでした。

平成18年6月「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が成立したことにより、地方の資産・債務改革の一環として、自治体の資産や債務の管理に必要な公会計をさらに整備することを目的に、総務省では「新地方公会計制度研究会」が発足しました。同研究会からは平成18年5月に「新地方公会計制度研究会報告書」が公表され、続けて同年8月には「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」が示されました。

この指針では、地方公共団体の公会計の整備について、国の作成基準に準拠した新たな方式による財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）の作成及び開示を行うよう、地方公共団体に対して要請がありました。

この要請に基づき各地方公共団体では公会計の整備を進めていましたが、総務省は新地方公会計制度の導入にあたり、「総務省方式改訂モデル」と「基準モデル」の二つのモデルを示していました。東京都は東京都方式、大阪府は大阪府方式とありましたが、複数あることで他団体との比較ができない等の問題が生じていたため、平成25年8月に「研究会中間とりまとめ」が公表され、平成26年3月に「地方自治体における固定資産台帳の整備等に関する作業部会報告書」「財務書類作成基準に関する作業部会報告書」が公表されました。

そして、平成27年1月に統一的な基準による地方公会計マニュアルが公表され、一部事務組合を含むすべての地方公共団体へこの統一的な基準での財務書類を平成30年3月までに作成するよう要請されました。

#### **4 作成基準日**

作成基準日は、各会計年度の最終日となります。今回の平成28年度決算分では平成29年3月31日となります。なお、地方公共団体に設けられている出納整理期間（翌年度4月1日から5月31日までの間）の収支については、基準日までに終了したものとみなして取り扱っています。

#### **5 作成対象とする範囲**

吉川松伏消防組合 一般会計…一般会計等

埼玉県市町村総合事務組合 退職手当事業

連結会計

- ①貸借対照表の資産のうち、「現金預金」の金額は資金収支計算書の本年度末現金預金残高と一致します。
- ②行政コスト計算書の「純行政コスト」と純資産変動計算書の「純行政コスト」と一致します(純行政コストは純資産の減少要因となる為、純資産変動計算書上はマイナス表記となります)。
- ③貸借対照表の純資産合計の金額は、純資産変動計算書の本年度純資産残高と一致します。

### ～用語解説～

#### 固定資産

事業用資産………公共サービスに供されている資産でインフラ資産以外の資産

(例：庁舎、ごみ処理施設、し尿処理施設、学校など)

インフラ資産………社会基盤となる資産

(例：道路、橋、公園、上下水道施設など)

物品……………車輛、物品、美術品など

無形固定資産……………ソフトウェアなど

投資及び出資金……………有価証券、出資金、出捐金など

投資損失引当金……………連結団体に対する出資にかかる実質価額が著しく低下した場合  
に計上

長期延滞債権……………滞納繰越調定収入未済分

長期貸付金……………地方自治法第240条第1項に規定する債権である貸付金  
(流動資産に区分されるもの以外)

基金……………流動資産に区分される以外の基金(減債基金、その他の基金)

その他……………上記以外及び徴収不能引当金以外のもの

徴収不能引当金……………未収金や貸付金等の金銭債権に対する将来の取立不能見込額(不  
納欠損額)を見積もったもの(固定資産分)

#### 流動資産

現金預金……………手許現金や普通預金など

未収金……………税金や使用料などの未収金

短期貸付金……………貸付金のうち、翌年度に償還期限が到来するもの

基金……………財政調整基金、減債基金

棚卸資産……………売却目的保有資産

その他……………上記以外及び徴収不能引当金以外のもの

徴収不能引当金……………未収金や貸付金等の金銭債権に対する将来の取立不能見込額(不  
納欠損額)を見積もったもの(流動資産分)

#### 固定負債

地方債……………地方公共団体が発行した地方債のうち、償還予定が1年超のもの

長期未払金……………地方自治法第214条に規定する債務負担行為で確定債務とみなさ  
れるもの及びその他の確定債務のうち流動負債に区分されるも  
の以外

退職手当引当金……………原則期末自己都合要支給額(負担金支出により計上しない)

損失補償等引当金……………履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共  
団体財政健全化法上、将来負担比率の算定に含めた将来負担額  
を計上します。

## 2 行政コスト計算書（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

行政コスト計算書は、民間企業の損益計算書にあたるもので、行政運営にかかったコストのうち、例えば人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない行政サービスに要したコストを表したものです。また、実際に現金の支出を伴うサービスのほかに、減価償却費や退職手当引当金などの現金支出を伴わないコストまで含まれます。

さらに、その行政サービスの提供に対する直接の対価である使用料や手数料といった受益者負担がどの程度あったかを把握することができます。

経常費用と経常収益の差額である純経常行政コストは、受益者負担以外の市町村税や地方交付税、国庫支出金・県支出金などで賄わなければならないコストを表すことになります。

こうしたコストを把握することは、組合の内部的には行政活動の効率性につながり、また、単年度の資産形成支出の多寡にのみ着目せずに、長期的なコスト意識を醸成することにもつながるものと考えられます。さらにこれらのコストに対し、使用料等がどうであったかを明らかにすることもできます。

### ①平成28年度行政コスト計算書

行政コスト計算書	単位:千円
	連結
経常費用	1,557,351
1.業務費用	1,446,631
(1)人件費	1,119,710
(2)物件費等	297,109
(3)その他の業務費用	29,812
2.移転費用	110,720
経常収益	10,316
1.使用料及び手数料	635
2.その他	9,681
純経常行政コスト	1,547,035
臨時損失	-
臨時収益	26,433
純行政コスト	1,520,602

※表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じます。

### 3 純資産変動計算書（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産が、1年間でどのような要因で増減したかを表すもので、本年度末純資産残高は貸借対照表の純資産合計と一致します。

行政コスト計算書には計上されていない、構成市負担金、国・県等からの補助金等が、本表の財源に計上されています。また、「純行政コスト」の額が、行政コスト計算書の純行政コスト（「経常費用－経常収益＋臨時損失－臨時収益」）をまかぬうもので、金額は一致します（純資産変動計算書上はマイナス要因です）。

#### ①平成28年度純資産変動計算書

純資産変動計算書		単位:千円
		連結
前年度末純資産残高		994,950
純行政コスト	△	1,520,602
財源		1,565,226
(1) 税収等		1,565,226
(2) 国庫等補助金		－
本年度差額		44,624
資産評価差額		－
無償所管換等		13,959
他団体出資等分の増加		－
他団体出資等分の減少		－
その他		－
本年度純資産変動額		58,583
本年度純資産残高		1,053,532

※表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じます。

※純行政コストは純資産の減少要因の為、純資産変動計算書ではマイナス表記となります。

#### 4 資金収支計算書（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

資金収支計算書は、単年度の資金の収支を表し、1年間の資金の増減を、業務活動収支・投資活動収支・財務活動収支の3区分にわけ、どのような活動に資金が必要であったかを示しています。また、本年度末現金預金残高は、貸借対照表の金融資産の資金の金額と一致します。

業務活動収支は、日常の行政サービスを行うまでの収支を表しています。投資活動収支は、資産形成に関する収支を言います。財務活動収支とは、地方債等の借入や償還に関する収支を言います。

##### ①平成28年度資金収支計算書

資金収支計算書	単位:千円
	連結
<b>業務活動収支</b>	<b>181,703</b>
1.業務支出	1,393,839
2.業務収入	1,575,542
3.臨時支出	-
4.臨時収入	-
<b>投資活動収支</b>	<b>△ 82,229</b>
1.投資活動支出	86,980
2.投資活動収入	4,750
<b>財務活動収支</b>	<b>△ 70,164</b>
1.財務活動支出	149,864
2.財務活動収入	79,700
<b>本年度資金収支額</b>	<b>29,310</b>
<b>前年度末資金残高</b>	<b>25,386</b>
<b>本年度末資金残高</b>	<b>54,696</b>
前年度末歳計外現金残高	3,982
本年度歳計外現金増減額	1,470
本年度末歳計外現金残高	5,452
本年度末現金預金残高	60,148

※表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じます。

## 2 指標の説明

評価基準読み方

↑	高い方がよい
↓	低い方がよい
-	どちらともいえない

評価基準読み方	6つの視点	11の指標	コメント	評価基準
資産形成度	住民一人当たり資産額	多ければ多い程良いと思われるがちですが、資産維持の裏側には将来の維持・管理といったランニングコストが含まれています。 また殆どが売却不能資産となります。通常は投資收益率を資産の効率性の評価指標としますが、公的部門では異なる評価軸の設定が必要となります。 資産の中には、効用が低くランニングコストが高いといった不良資産も含まれる場合があり場合によっては資産のスリム化が必要といったケースもあります。		-
	歳入額対資産比率	歳入と資産形成のバランスを見る指標。低ければ積極的な資産形成の政策が取られていないともとれますます、財務に負担をかけないために無理のない投資をしてきたとも判断できます。		-
	有形固定資産減価償却率	いわゆる資産老朽化比率。資産取得からの経年劣化の度合いを表します。値が高い程、老朽化が進んでいます。全資産に対しての数値であるため個々の資産に細分して老朽化の状況を確認する必要があります。軽じて該当資産の整備・改修の必要性は?整備計画は?といった質問につながりやすいです。		↓
世代間公平性	純資産比率	全資産に対する純資産（返済不要財源）の割合。高い程要返済財源の依存度が低いことを意味するので世代間公平性の観点からは高いほうが良いとされています。		↑
	社会資本等形成の世代間負担比率 (将来世代負担比率)	行政サービスに必要な有形固定資産が地方債などの要返済財源で、どれくらい賄われているかの指標。世代間公平性の観点から言えば低い方がよいとされています。		↓
持続可能性	住民一人当たり負債額	住民一人当たりの負債額。住民一人あたりの資産額とセットで把握する必要があります。低い方が良いとされます。		↓
	基礎的財政収支 (プライマリーバランス)	総資金収支から財務収支を除いた指標。+であれば負債に頼らず自己資金で固定資産投資まで行われているという意味なので+以上が望ましいとされます。		↑
	債務償還可能年数	地方債残高が通常の業務活動収支の何年分かを測る指標。少ない方がよいとされます。		↓
効率性	住民一人当たり行政コスト	住民一人当たりの行政コスト負担額。行政活動の効率性の指標。低ければ低い程良いが、本来必要なコストを削減した結果かもしれない、その結果、目のコスト削減を大きく超過するコストを払うリスクもあります（神戸製鋼、日産etc）短期的な効率性（目の効率性）という点からは低い方がよいとされます。 また純行政コスト自体にイレギュラーなコストが含まれるため必ずしも経常的な指標ではありません。		-
弾力性	行政コスト対税収等比率	行政コストを税収等で賄えているかの指標。低い方が良いとされます。		↓
自律性	受益者負担の割合	行政コストの負担を受益者にどれだけ転嫁できているかの指標。受益者負担割合の決定は各自治体の政治的判断に関わるので指標の高低で判断すべき性格ではありません。民間ではフルコストを全額回収した上で必要な利益を加味した値段設定を行なうため当該指標は使用されません。公的部門の受益者負担政策について各自治体ごとに方針に沿った水準になっているかのモニターに使用されます。		-